

「Y日記」から見たサンパウロ州の日系農業 小生産者の生産と生活(3)プルデンテ市近傍 の日系農業小生産者の2次的集団地「ミネの ムラ」の社会経済的性格

西川, 大二郎

(出版者 / Publisher)

法政大学教養部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政大学教養部紀要. 社会科学編 / 法政大学教養部紀要. 社会科学編

(巻 / Volume)

87

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

18

(発行年 / Year)

1993-02

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00004578>

「Y日記」から見たサンパウロ州の日系農業 小生産者の生産と生活（3）

—ブルデンテ市近傍の日系農業小生産者の
二次的集団地「ミネのムラ」の社会経済的性格—

西 川 大二郎

A Memory of a Japanese "Pequena Propriedade" in São Paulo State (3)
—The Socio-economic Character of "MINE", a Secondarily formed Rural
Colony of Japanese Immigrants near Presidente Prudente City—

NISHIKAWA, Daijiro

目 次

承前

[IV] 「ミネのムラ」の生活様式と社会経済的特性

(1) 構成員の出身地

(2) 婚姻関係

① 「ムラ」の婚姻関係と親族集団

② 婚姻と非日系人（「外人」）

(3) 雇用関係に見られる「外人」観

(4) 「日本語」学校教育

① 日本人会と日本語学校

② 教育目標の揺れ

(5) 生活圏

（以下次号）

(6) 宗教生活

(7) 文化生活

(8) 社会集団の特性

[V] 結び

承前

Ⅳ・「ミネのムラ」の生活様式と社会経済的特性

Ⅲ. では、「Y日記」の数量的分析から、農業小生産者の生産と生活の様態を分析してきたが、本章においては、「Y日記」に表れたY家の生活様式（ここではとりあえず社会生活、文化生活面に見られるいくつかの特質）を「ミネのムラ」の中に位置付けながら、農業小生産者の集団としての「ミネのムラ」の形成要因と社会経済的特性の分析に迫ろうとするものである。

「ミネのムラ」の1960年当時における構成員の経済的階層構成はすでに示した⁽¹⁾。それによると、40家族の構成員のうち、4家族を除く36家族のすべてはもっぱら綿とアmendoin（落花生）またはバタータ（ジャガイモ）栽培の複合経営による農業経営者である。綿とアmendoinとの組み合わせ2家族、養鶏1家族を除く31家族はアmendoinとバタータ栽培の組み合わせによる複合経営である。商店を兼営するもの1、借地農3家族を除く32家族は自作農である。農家の最大経営農地面積は37アルケイレ（1アルケイレ＝2.42ヘクタール）、最小は3アルケイレといった差はあるが、各農家は多少の雇用労働力を使用することはあっても、大部分は自家の家族労働力を主としているという点で、「ミネのムラ」は、農業小生産者と類型区分できるものによって構成された集団であるといえよう。

- 1) 西川大二郎『「Y日記」から見たサンパウロ州の日系農業小生産者の生産と生活(1)』
『法政大学教養部紀要』第79号、5～7ページ、1991年

(1) 構成員の出身地

移民社会において、集団地を形成させる要因として、しばしば同郷意識があげられる。特に、農業者の集団においては、母国の「むら」を再生産する要因として、出身地を同じくすることによる同郷意識があげられる。そこで、「ミネのムラ」の構成員（世帯主）の日本での出身地を、第8表に示す。（第8表）

全40家族中、福岡県12（内福岡県系の二世1を含む）、福島県11、鹿児島県3、熊本県3、新潟県2、岩手県2、北海道2、沖縄県1、山口県1、静岡県1、宮城県1、不明1である。したがって福岡県と福島県とに偏りが見られる。し

第8表「ミネのムラ」世帯主の出身地

世番	帯号	出身地	世番	帯号	出身地
10		北海道永山町	13		山口県豊浦郡
36		北海道北見支庁	18		伯国生福岡県
3		岩手県下閉伊郡	12		福岡県浮羽郡
11		岩手県稗貫郡	16		福岡県浮羽郡
19		宮城県遠田郡	24		福岡県浮羽郡
14		福島県 ?	25		福岡県浮羽郡
17		福島県伊達郡	1		福岡県早良郡
20		福島県伊達郡	22		福岡県早良郡
2		福島県双葉郡	28		福岡県早良郡
8		福島県双葉郡	30		福岡県八女郡
29		福島県双葉郡	7		福岡県三井郡
32		福島県安達郡	31		福岡県三井郡
35		福島県伊達郡	34		福岡県三井郡
37		福島県石川郡	21		熊本県八代郡
38		福島県田村郡	33		熊本県菊地郡
39		福島県耶麻郡	4		鹿児島県始良郡
15		新潟県岩船郡	5		鹿児島県下益城郡
23		新潟県岩船郡	27		鹿児島県国分郡
9		静岡県浜名郡	26		沖縄県中頭郡
6		熊本県鹿本郡	40		?

かし、出身地をさらに細かく郡段階で見ると、福岡県11の内、浮羽郡4、早良郡3、三井郡3、八女郡1、福島県11の内、伊達郡3、双葉郡3、その他は各々1であり、出身地をさらに村段階まで下ろしてみると共通の村からの出身者は、親子、兄弟といった関係以外には見られない。つまり、集団は、少なくとも、特に出身村を共通にするといって同郷意識に強く支えられた集団でないことが分かる。

この集団は、二次的に形成された集団であるということもあって、1910年代～1920年代に顕著に見られた日本の国策的移民政策の中で、初めから日本の村の分村計画的集団移住地として形成された集団地とは、その点で趣きを異にしているといえよう。ただし、日系人の集団であるという点では、出身地を大きく日本国という枠で設定すると、明らかに同郷意識を有している。この点については、別に改めて論述することにする。

ブラジルの日系移民社会において、集団地を形成させる要因として、同じ移民船でブラジルに渡ってきたという「同船者」という連帯意識がブラジルに定着した後の集団化の要因としてあげられることもある。「ミネのムラ」の構成員の着伯年は、調査時の世帯主に限って見れば、1913年から1937年の幅がある。また、乗船名を見ると、1913年の若狭丸から1937年のサントス丸まで、15船に及び、同船同航海という点からすると、親子、兄弟、または構成家族（移民の条件をそなえるために家族内労働力として家族内に繰り入れた人員で、多くの場合独身青年子女）という場合を除くと、その例は一例だけである。それは、1934年12月2日にブラジルに到着した当時独身の3名で、彼らは、当初の入植地、その後の耕地の移動の間も行を共にしている。同船者の連帯意識というものはこのような事例に見られるが、「ミネのムラ」の場合は、少数例であり、この村集団を形成させる特に強い要因としては考えにくい。

(2) 婚姻関係

① 「ムラ」の婚姻関係と親族集団

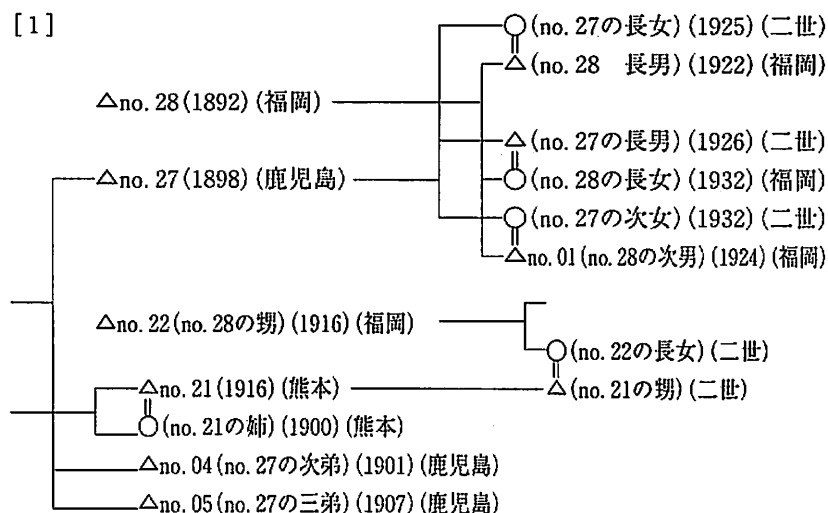
この農業集団地を内部的に結束させる一つの要因として親族関係を考え、それを検証するために婚姻関係を聞き取りで知れるかぎり調べてみた。その限りで知りえた資料によって作成した、1960年におけるこの「ムラ」の婚姻関係を、第2図に示す。(第2図)

第2図によって、この集団地の構成員を、婚姻関係を通じて親族関係を持つ

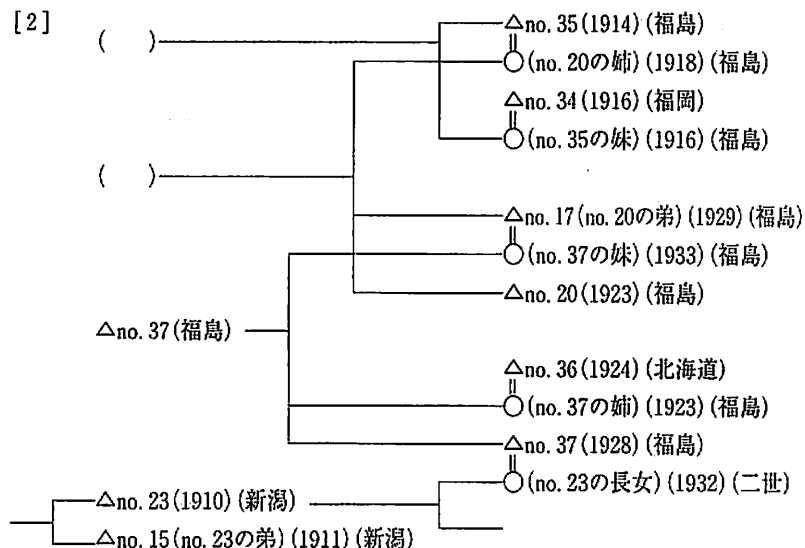
第2図「ミネのムラ」婚姻関係図 (1960年)

(注記は世帯番号・生年・出身地)

[1]



[2]



[3]

△no. 33 (1911) (熊本) ————— ○ (no. 33の長女) (1940) (二世)
 △no. 10 (1912) (北海道) ————— △ (no. 10の長男) (1935) (二世)

[4]

△no. 12 (1899) (福岡)
 ———— ○ 姉 (1902) (福岡)
 ———— ○ 妹 (1919) (二世・福岡)
 ———— △no. 18 (1919) (二世・福岡)

[5]

△ (1915) (福島)
 ———— ○ (no. 02の妹) (1915) (福島)
 ———— △no. 02 (1913) (福島)

[6]

△no. 32 (1907) (福島)
 ———— ○ (no. 29の姉) (1908) (福島)
 ———— △no. 29 (1916) (福島)

[7]

△no. 25 (福岡) ———— △no. 25 (1911) (福岡)
 ———— △no. 24 (1921) (福岡)
 () ———— △no. 16 (1912) (福岡)
 ———— ○ (no. 30の長女) (1917) (福岡)
 △no. 30 (1890) (福岡) ———— ○ (no. 30の次女) (1925) (福岡)
 ———— △no. 14 (1922) (二世)
 ———— △ (no. 30の長男) (1918) (福岡)

[8]

△no. 31 (1894) (福岡) ———— ○ (no. 31の長女) (1924) (福岡)
 () ———— △ (no. 09の兄) (1916) (静岡)
 ———— △no. 09 (1926) (静岡)

下位の集団に細分すると、40家族のうち、「ムラ」の中の他の家族と姻戚関係を持たないものは10家族で、その他の30家族は8つ親族群の集団に分けられる。

第2図中の親族群の番号でいえば、[1]、[2]を除くと、その関係は広いものではない。

親族群の構成内容を出身県との関係で第9表に整理した。(第9表)

その結果、[1][3][8]は、婚姻関係が、同県人間で結ばれていないことが分かる。[2]は福島県、[4]は福岡県、[5]は福島県、[6]も福島県、[7]は福岡県への偏りが見られるが、[4][5][6]は、それぞれ姉妹ないし兄弟にそれぞれ同県人の配偶者がいたものであり、[7]も長女に同県人の構成家族が正式の配偶者になったものであり、それも「ミネのムラ」に入植する以前に婚姻が成立させている。[2]は規模がいくぶん大きいだけで、その中心になる福島県人の2家族が、「ムラ」に入植する以前からの親族関係にあり、入植後の集団内での婚姻は、必ずしも同県人ととらわれていない。

「ムラ」の中の婚姻関係に取り分け目立った特徴が指摘されるとすれば次のような点であろう。

ところで、「ムラ」で各戸を訪問し面接調査を行っている際に、クニヤードとソグロという親族呼称をしばしば耳にした。

クニヤード *cunhado* は「夫または妻の兄弟であり、裏返しに言えば姉妹の夫のこと」である。日本の慣用的表現でいえば、義理の兄弟のことである。それが女性であればクニヤード *cunhada* である。しかし、クニヤードという言葉はほとんど耳にしないが、クニヤードがしばしば用いられるのには次のような理由が考えられる。クーニャ *cunha* は「くさび」の意を持ち、そこから「有力な後継者」の意を表す。ブラジルの新しい自由な移民社会においては、親族集団＝姻族（アフライン）形成の「くさび」となるのがクニヤードと考えることができる。

例えば、単身でブラジルに移民してきたものが、先発の移民として既に幾分かの資産ないし資力を有し、社会的経済的基盤を少しでも確立した者を親として持つ娘と結婚することは、社会的経済的上昇の機会を確保することを意味していた。その親は娘の婿からすればソグロ *sogro* 舅（しゅうと）ということになる。

娘を持った親の立場からすれば、信頼できる若者を血縁集団に編入することは、自家の労働力の確保につながる。その若者が単身でない場合でも、このような結びつきは社会的上昇の機会になることには変わらない。ソグロとの関係

第9表「ミネのムラ」の親族群

親族群	世番 帯号	出身地
[1]	27	鹿児島県国分郡
	5	鹿児島県下益城郡
	4	鹿児島県始良郡
	21	熊本県八代郡
	1	福岡県早良郡
	28	福岡県早良郡
	22	福岡県早良郡
[2]	34	福岡県三井郡
	23	新潟県岩船郡
	15	新潟県岩船郡
	20	福島県伊達郡
	17	福島県伊達郡
	35	福島県伊達郡
	37	福島県石川郡
[3]	36	北海道北見支庁
	33	熊本県菊地郡
[4]	10	北海道永山町
	12	福岡県浮羽郡
[5]	18	伯国生福岡県
	8	福島県双葉郡
	2	福島県双葉郡

親族群	世番 帯号	出身地
[6]	29	福島県双葉郡
	32	福島県安達郡
[7]	16	福岡県浮羽郡
	25	福岡県浮羽郡
	24	福岡県浮羽郡
	30	福岡県八女郡
	14	福島県
[8]	31	福岡県三井郡
	9	静岡県浜名郡
その他	26	沖縄県中頭郡
	6	熊本県鹿本郡
	7	福岡県三井郡
	13	山口県豊浦郡
	39	福島県耶麻郡
	38	福島県田村郡
	19	宮城県遠田郡
	3	岩手県下閉伊郡
	11	岩手県稗貫郡
	40	?

もさることながら、互いに兄弟があれば、義理の兄弟（クニヤード）間で相互扶助の関係が結ばれやすい。

このような社会的相互扶助の関係が、労働力の相互扶助的关系として重要な意味を持つのが、農業における小生産者層の特徴と考えることができないだろうか。ブラジルでも伝統的貴族社会の影響を残した社会では、コンパドレ制 *compadre system*（代父制）の下で、階層性を持った擬制親族の形成が行われ、そこにおいてもクニヤードとソグロが親族呼称の中で日常的にしばしば用いられる。しかし、移民社会内の農業小生産者層の社会にあつては、婚姻関係による親族の形成は、たとえ僅かなものであつても生産手段として重要な資産の確保と労働力の相互扶助という即物的な経済的理由が優先している。

第2図に示された事例の中、[1]に示された no. 27（福岡県）と no. 28（鹿児島県）の2家族間で、その各々の3人ずつの子供が相互に結婚しあっている事例は、相互扶助を超えて、労働力の交換という極端な場合を示している。

また、「ムラ」の中での婚姻の場合、女子が、家と家とを結合させる核となっている点は、図中のその他の多くの事例から読み取ることができよう。

この第2図を作成した1960年頃からは、嫁を迎える通婚は「ムラ」の外からの事例が増えてきている。それは村内に適齢期の女子がなくなってきたことにも原因があるが、村内の生産者家族間の労働力の交換、相互扶助という意味を持っていた婚姻が、トラクターなどの機械の導入によって意味を変えたためとも考えられる。K氏の嫁はノヴァアメリカから貰った。H氏の新しい嫁はピラポジーニョから貰う予定である。共に日系人であり、仲介人は、村内の構成員である。彼らは、トラクターの導入を果たした村内での相対的な上層者であり、嫁を迎え入れることができる農家は、発展性がなければならないという。そして、「小農で発展していく者はトラクターを持ち、息子がカミニオン（トラック）とジープとアウトモヴェル（自家用乗用者）を持つ家だ」と主張している。

② 婚姻と非日系人（「外人」）

「ムラ」の農業小生産者にとって、婚姻が上述のような社会的経済的意味を持つが、それは集団内部の問題である。移民社会では、その集団が存在するホスト社会との関係を見捨てることはできない。とすれば、結婚に対する価値観は、単なる個人の経済的価値を超えたものとして、時には人種、民族問題をはらんだものとして現れる。

ここでは、「ムラ」の中で語られた結婚についての挿話を列記しておきたい。

結婚の話—その1—

「ムラ」の中のある人が語っていた。

Fの家族が、アララクアラあたりの農場を転々としていた頃のことである。周りがブラジル人ばかりになってしまった頃のことである。親が意志が弱く、言葉も解らず、娘に農業をやらせていた。娘がカボクロ*を使っているうちに、隣のファゼンダのフィスカール fiscal (監督) に体を許してしまう。親は結婚を許さないの、娘は町に野菜を売りにでた時に逃げてしまった。多分ミナスジェライス州の方に行ったのだろう。そのまま音信なく所在不明となっている。

(*カボクロ caboclo とは、日常的には黒人との混血の日雇い労働者のことをさす、その言葉の中には多分に「田舎者」というニュアンスが込められている。フィスカールも「7分黒のカボクロ」だったと語られている。)

結婚の話—その2—

近隣の都市アルヴァレスマッシャード市の話である。

Kの息子は、戦争中のことでもあり、グループ grupo (小学校) を卒業していなかった。ブラジル語をイタリア系のブラジル人女性教師に学び、彼女とナモーラ namora (恋愛) する。女性の方が夢中になったが、結局、その先生はサンパウロ市の方に転勤して別れた。この人はファゼンデイロの娘で、100コント* (*1957年頃の価値にすると、例えばY家の一年分の全生活費に匹敵し、大卒の国家公務員の初任給月額が約15,000円ほどであった当時の日本円に換算すると約100万円に当たった) くらいの貯金があるし、農業でも何でもやるからと結婚を申し入れたが、その男性は断わりとうした。男性の方には、親は無く、兄は同意したが、断わったのは本人の意識によるもののようである。日本語学校の先生は、仲人役を引き受けるつもりでいた。

結婚の話—その3—

近隣の都市プレジデnteプルデnte市での話である。

息子をプルデnte市のジナジオ ginasio (中学校) に通わせた。そこでブラジル人の女性とナモーラした。女性の親は、娘をサンパウロ市の女子学院に転校させて、中学校を卒業させた。その後、この二人は結婚した。しかし、日本人の両親が反対し家に入れない。女の親は家柄も良い資産家であった。1959年のことであった。

結婚の話—その4—

「ムラ」での話である。

男は二世で、軍隊に行った。軍隊から帰ってから「外人」が好きになった。

将来のことを考えないで、町で織物業 tecedeiro を営む中産階級のブラジル人の娘と結婚しようとしていた。男の家族は、その男のために日本人の嫁を探し、それが決った時、男はブラジル人の女とパラナ州に逃げてしまった。親が許さなかったためである。事実、親は許さなかった。最近では、それでも、時々ここにも遊びにくるようになった。

同じように、パラナ州にいった話があるが、この「ムラ」にもう一つある。
結婚の話—その5—

「ムラ」での話である。

「ムラ」のある娘は、ジナジオ（中学校）を卒業したため、「ムラ」の人の勧める結婚ができずに、もう25歳になってしまった。

母親はポルトガル語を話せない。長女は日本語で手紙を書く。次女はサンパウロ市のジナジオ（中学校）に出し、5年間で卒業した。カルトリオ cartorio（登記所）に就職の口があったが、日本生れであるために就職ができない。ただし帰化する気もない。帰化すると日本人と結婚できないと考えられているからである。

結婚の話—その6—

「ムラ」での話である。

Sは夫婦共ブラジル語ができず、覚えようとしなかった。グルッポ（小学校）を出た長女をカマラーダ（農業労働者）の監督のつもりで一緒に働かせていた。親はカマラーダと娘との話が解らない。また二人が会う機会が多いことにも気付かずにいた。ある日二人は駆け落ちした。その時になって、初めて驚き、2週間ほど捜しまわってやっと見付けたが、「ムラ」に引き戻すことはせず、家族は、土地を安く売ってサンパウロに出た。

これらの挿話から、「ムラ」の人が非日系人（「ムラ」では日常的に非日系人のことを「外人」と呼ぶ）との結婚を望まない理由が導き出される。

「外人」との結婚を望まない理由は、まず、（1）「異人」「異文化」に対する違和感による。そして、（2）日本人は「外人」より高い階層にあるという意識を持っている。そして（3）明治以降の教育によって日本人に植え付けられた「日本民族優秀説」からくる純血主義的考えが加わると、（4）「外人」に対する違和感は、「外人」に対する偏見、蔑視となる。

日系人の農業小生産者の集団地においては、集団内のマジョリティーは日系人である。そして、接触する非日系人は、幾分か町の商店主などのほかは、大部分が農業賃労働者として日系人の農業小生産者に雇用される者に限られ

る。また、そのような状況の中では、特別の努力をしない限りは、日本語以外のポルトガル語は、簡単な日常的会話と雇用労働者に仕事を命ずる際の必要最低限のもので事足りてしまう。「異人」「異文化」に対する違和感は、言語上のコミュニケーションの不十分さによって増幅、補強され、さらに、雇用関係からくる階層的意識が醸成されると、それは容易に「外人」に対する蔑視になりやすい。そして、そのような状況は、農業小生産者の集団地において特に顕著に現れやすいといえる。

「外人」を夫に持った日本女性が、恥ずかしがって日本人の集りに出てこない。それは多分、日本人である夫人の方が「日本人は日本人の階層が高いと思っている」と考えているためで、したがって、恥かしがるのであろう。このような話は「ムラ」でよく聞かされたものであるが、これも、上記の現象と軌を一にしたものであろう。

(3) の明治以降の教育によって日本人に植え付けられた「日本民族優秀説」からくる純血主義的考えの「ミネのムラ」への影響については、改めて別に論ずることにする。

(3) 雇用関係に見られる「外人」観

労働力の雇用形態については、すでに述べた⁽¹⁾。

賃労働者形態には二通りある。一つは〈アメイア a meia〉であり、一つは〈カマラーダ camarada〉である。〈アメイア〉は、「Y日記」では〈ハメイア〉と訛って記載されているが、正確には〈アメイア〉という生産物折半の請負の歩合制のことで、いわゆる分益農であり、ブラジルではメイエイロ meieiro と呼ぶ。カマラーダは日雇いの単純賃労働者である。カマラーダの作業は、除草、綿摘み、落花生の収穫や脱穀、袋詰め作業といった単純労働が多い。

「Y日記」にハメイアと記録されている者は、ブルデンテ市南郊の農地に居住していた1948年までは、パリシード、ゼイト、ビンセントの3名である。この3名は、Y氏の農地の一部で分益契約で綿を作ると同時に、綿の収穫期に綿摘み労働を出来高払いで行なっていた。「ミネのムラ」に移転した1949年から1952年ころまでは、ハメイアとしてはフランシスコ1名が記載されていた。1955年にはリウゼ1名に固定される。

また1947年には、ゼイトの子が病気ということで500クルゼイロずつ3回にわたって前渡しの形で支払いが行われている。これは、Y氏のハメイア・ゼイ

トに対する信用が厚いことを示すとともに、Y氏とハメイアとの間には雇用主と被雇用者という雇用関係を補強する温情関係が存在していることを示唆している。

それに対してカラマダと記録されている者の数は多い。カラマダは、たいてい「外人カラマダ」と記載されているのが特徴的である。「外人カラマダ」に続いて、ジョーン、イザイ兄、イザイ弟、シルバ、ゼラド、リゼ、リゼの弟、バション、アントニウ、オリンビオ、シレリーといった名前が記されている場合と、ビリグイノ、バイヤノ、バイヤノ兄、バイヤノ弟といった名前を特定せずその出身地で記されている場合と、外人黒、外人アレマン、外人エスパニーヤといったもっぱら外見から区別し記載されている場合が見られる。

第一の場合は、主にファーストネームだけであるが、一般に臨時雇いの性格が強いカラマダの中では、定着性の強いもので、雇用主は親近感を持っている。第二の場合のビリグイノ Biriguino とは、サンパウロ州北西部ノロエステ線沿線にあるビリグイ Birigui 生まれの意味であり、バイヤノ Baiano とは、ブラジルの北東部のバイヤ地方生まれの人の呼称である。第三の場合の外人黒は説明の必要もないが、アレマンとはドイツ系という意味であり、エスパニーヤとはスペイン系という意味である。第二と第三は、特定する名前がないという点で共通性を持つし、一方は出身地、他方は外見または肌の色による識別ともいえるが、いわゆる「生まれ」で表現されているという点では共通のものである。

一般に臨時雇いの性格が強いカラマダの中でも、名前も記されず、その代わりに「生まれ」で呼ばれているものは、より臨時雇いの性格が強いものである。あまりに流動性が強い場合、外人若、外人爺、外人女、外人黒、外人爺黒、外人若黒といった外見からする区別的記載がまま見られる。彼らは土地に定着性の弱い農村移動労働者であり、一般にはペオン peão ともいわれる流動的農業労働者である。

このような区別は、労働者雇用の際の便宜的な表現といえるが、その底には、土地を所有し定着しているものと土地もなく流動するものに対する価値観の差、出身または色に表現される価値観の差を含んでいる。それは前者の要因とからめると、白人であるドイツ系、スペイン系に対してもいえることである。

「ムラ」のある二世は、“Cara não muda. Cara não ajuda.”と吐き捨てるように語ってくれたことがある。直訳すれば、「顔は変わりようがない。顔は助けてくれない」といったような意味である。日系人である彼の、ホスト社会であ

る白人社会での経験が言わせた言葉であろう。差別感の底流は深く、一概に論ずることはできないが、少なくとも、差別されるものは差別するという構造がここにも見られるということ、また、競争社会的な縦の関係の中で、それは醸成されるということだけはいえそうである。

- 1) 西川大二郎『「Y日記」から見たサンパウロ州における日系農業小生産者の生産と生活(2)』『法政大学教養部紀要』第83号, 10~11ページ, 1992年

(4) 「日本語」学校教育—教師の役割(知識の伝達か精神の移植か)—

ブラジルにおける日本移民社会での日本語教育は、日常的なコミュニケーションの手段、実用的知識の伝達の手段として必要なのか、はたまた、日本文化のないし日本精神の伝達、移植の手段として必要なのかという主題は、移民社会の中で時代の状況によって繰り返し論議されてきた。前者の主張は、言語の実用性を重視するものであり、後者の主張は、往々にしては「言霊(コトタマ)論」と呼ばれる。

ここで今、直接この主題に接近しようとするわけではないが、移民集団を論ずるためには避けて通れない問題であることを認めた上で、ここでは、日系農業小生産者による移民集団を形成する要因として日本語教育の持つ意味を、この「ムラ」に即して例示的に考えることとする。

① 日本人会と日本語学校

「ミネのムラ」の成立には、日本語学校の持つ意味は大きい。この「ムラ」の成立基盤となったファゼンダ・マンダグアリの解体は、1930年代に進み、直接「ミネのムラ」の土地がロテアメントとして小口分譲されたのは、1937年に加えて1941年、1957年の3回である。

1937年の第1回目の分譲で入植している初期の入植者は現住のもので8家族ある。この人たちは、独自の日本人会を作っていたわけではなく、1940年までは、ブルデンテ日本人会第14支部に含まれていたが、1941年に、第14支部の半数がマンダグアリ平和植民地、平和日本人会を創って分離し、独立した。その発起人となった、Si, Ha, In, Tu, Daの5氏によれば、分離独立の趣旨は、ブルデンテ支部では恩恵がないので、直接日本および日本領事館と関係を持つことにあったという。しかし、1941年の日本の連合軍に対する宣戦布告以後、日本領事館の関係者は日本に引き揚げてしまい、その結果日本と切り離された移民集団は、交戦国民としてひっそりと過ごすしかなかった。ブルデンテ支部

は、以前から Ya 氏のところで日本語学校を開いていたが、夜学だけだったので、児童に止める者が多かったし、第二次世界大戦中は日本語教育は禁止された。

第二次世界大戦が日本の敗戦で終了した1945年に、Ka 氏と Na 夫人が、現存する学校の敷地の小屋や Tu 氏のところで日本語学校を始めた。他方、1945年に、3 区で、Ko 氏が、Ko 氏の土地に学校を建て、日本語学校を始めた。

1946年に平和日本人会が支部としてプルデンテ日本人会と合併し、児童のために学校もプルデンテと合併したという話がでた。しかし、臨時総会を開き、Ko 氏が、「ムラ」で児童教育をやることの必要性を提案した。大多数は時期が早いという意見であったが、Na 氏と第 1 回の日本語学校の先生となった Sa 氏の賛成を得た結果、多数の賛成によって、この「ムラ」に独自の日本語学校が始まった。日本語教育を強く制限していたブラジル官憲に対する問題は、この 3 人が責任を持つことになった。学校施設は、平和会の二つの学校を使うことにした。

当時の日本人会の規約によれば、日本人会の会費は月額45ミルレイスであり、日本語学校の月謝は月額55ミルレイスであった。児童 2 人の時は月額110ミルレイス、3 人の時は160ミルレイス、4 人の時は210ミルレイスとし、日本人会以外の子供は月額80ミルレイスとした。この点を見ると、当時の日本人会は、まさに日本語教育のためにあったといえる。ちなみに、1960年現在は60ミルレイスであり、日本人会以外の子供は月額80ミルレイスと変わらない。

日本語学校（日語学校と通称する）の先生は日本人会の会員でない。第 1 回の先生 Sa 氏から始めて今まで Se 氏、Na 氏、Ng 氏と、1960年現在の Ju 氏まで、5 人の先生が担当している。

1960年の児童数は83人（新学年は1月）で、1 年生（満 6 歳）－18人、2 年生－16人、3 年生－13人、4 年生－10人、5 年生－14人、6 年生－9 人、中学生－3 人と、高学年ほど少なくなっている。それは、日語学校は強制がないことによる。昨年の卒業生は14人であった。

日語学校の学年歴は 1 月～12月である。これはブラジルの学校の学年歴、2～6 月、7 月は冬休、8～12月、学年試験、12～1 月は夏休に合わせたものである。

時間割は、一般にはブラジルの学校が終わった後、午後 2 時～4 時に組まれているが、ブラジルの学校がない時は、一部を午前 8 時～11 時、二部を午後 1 時～4 時に組まれることがある。

学科は国語だけで、1・2年生だけは算数も教える。内容は、書き取り、読み方、意味、綴り方、習字で、教科書は、1年目は、文部省国定教科書『サイタサイタ』を用い、2年目からは、戦後版・柳田国男・東京書籍版のものを輸入して用いている。

朝は「御真影」におじぎをする。

現在の教育目標は、現在のJu先生によれば、「1）他人に迷惑をかける人間になるな。2）他人に役立つ人間になれ。3）人を使う人間でなく、人に使われる人間になれ。」ということである。3）は、親が金儲けに夢中になっていることと矛盾し、そのことで父兄と対立するが、Ju先生は、それが教育的には効果があると考えている。

② 教育目標の揺れ

この「ムラ」は、戦中から戦後にかけて、熱心に日語教育への力を尽くした集団である。「ムラ」の有力者の一人Ya氏は、かつて北パラナにヴィラ・ジャポネザ農場 Faz. Vila Japonesa（日本村農場）を創り、マラリアと黄熱病の発生で失敗した経験を持つ人であった。その農場創設の目的は、日語教育をすることにあったという。この人物は、今は実用ブラジル語の必要性を説く合理的思考をする人であるが、もとは、日語教育の目的は言葉を通じて日本精神を教えるという「コトタマ論」者であった。

「ミネのムラ」に入植した人々の入植動機を聞くと、それまで新しい耕地を求めて移動を重ねている中で、日本語教育を含めた子供の教育が最も心配になり、定着を望んでこの「ムラ」に来たという答が多数であった。

この「ムラ」の構成員の共通性の一つは、世代的に明治末期から大正期に生まれ、ブラジルへ渡航して来たのが大正後期（1918年頃から）昭和初期（1934年頃まで）という点にある。この頃、日本に置ける教育の体制が、彼らの意識に強い影響を与えていたのではないかという推測を立ててみよう。

ここで、明治以降の日本の地方教育行政の整備を「学区」という側面から追った笹森健の研究¹⁾を参考にさせていただく。

一般行政区の整備は、明治元年4月の「政体書」による府藩県、三治に始まり、明治4年の「戸籍法」区の設定、同年の廃藩置県、「府県官制」、「県治条例」へと続き、明治11年のいわゆる「三新法」（「郡区町村編成法」「府県会規則」「地方税規則」）によって基盤が作られ、明治13年の「区町村会法」、17年の同法改正、戸長選任方法改正、戸長役場管轄区域の拡大、21年の市制・町村制、23年の府県制郡制の確立で、ほぼ完成される。それに対して、明治5年に「学

区」区域として、大学区、中学区、小学区が設定され、明治12年の「教育令」、13年の「改正教育令」によって、学区は公立小学校を設置する区域で、各町村、数町村連合区域を基礎にすること、さらに明治14年の「達第1号」では、この「設置する区域」を「学区」と明示し、町村を基盤にすることが指示された。

それによれば、「学区」設置の条件とは、①町村の境界と一致すること、②学齢児童の通学条件の保障、③総学校設置維持が可能なことという3条件であり、この条件が揃えば、2校以上の学校の設置も可とされた。

明治14年以降21年までに、学区は戸長管轄区域へ合致させる方向で整備され、公立学校は町村主体で設置運営する方策が採られた。それは、経済状況と児童の通学保障という面からして小学校設置維持が容易であり、なお地域意識を育む上の意義があると考えられたからである。明治21年の市制・町村制公布以後は、学区の編成は、新町村に合致させる方向ですすめられ、それまで全国的に見れば、まちまちであった学区が、ほぼ「一村一学区」に整備された。

笹森氏の見解によれば、このようにして確立された「学区」の意義は、①明治政府の確立のため、全国的規模からの人材養成と同時に政府自体の基盤の確立を学区制度の導入により意図したものであること、②地方行政区域が未確立の段階で、これにとらわれない学区制度を導入し、教育行政面からの権力機構の末端までの浸透を意図したものであること、③立身出世主義にもとづく受益者負担の原則の明示（明治19年の授業料徴収にみられる）。④財源確保の区域とし、設置者負担の原則を明示、⑤通学保障、⑥学区は、教育のための区域、つまり地域のための、地域による教育の基盤とする等にあるとしている。

①、⑤は国民の教育の機会均等という内容を含んでいるが、全体としては、国家による教育面への統制のための基盤作りであり、そのことは、この時代に続く、明治22（1889）年の「大日本帝国憲法」の発布、明治23（1890）年の「教育ニ関スル勅語」（「教育勅語」）の発布に明らかに読み取ることができよう。

学区は、新しく編成替えされた町村—行政村—と一致されることによって、町村は行政単位としての地縁社会（「地域社会」）を形成しただけでなく、学校は、国家による国民教育の末端機構としての「地域社会」の中心的シンボルとして機能するようになった。つきつめて見れば、「村長さんは世俗的な『むら』の長であり、校長先生は理念世界の『むら』の長となった」といえよう。この構造は、その後、第二次世界大戦終了の1945年まで、強化されこそすれ、弱められることはなかった。

「ミネのムラ」の構成員の世帯主は、明治12（1879）年から昭和4（1929）

年生れである。そして、実質的世帯主は、すべて明治31（1898）年以降の生れである。単純に計算しても、かれらはすべて、その少年・少女期を、また青年・成年期を、日本において、上記の構造の中に置いていたといえる。さらにまた、彼らの大部分は、「皇国移民」と呼ばれた日本の国策移民としてブラジルへ渡航してきた。日本国民としての帰属意識が弱かろうはずがない。構成員の家庭のいくつかに「御真影」が飾られていた。Fu氏の家庭には本格的な「御真影」を持つ。「ムラ」の日語教育にも「御真影」があって、毎朝の拝礼が行われているのも、このような日本の背景を抜きに理解することはできない。日本語教育に日本文化の理解を期待する「コトタマ」論が入ってくるのは必然といえないだろうか。その場合、日語学校の先生に、「村長さんは世俗的な『むら』の長であり、校長先生は理念世界の『むら』の長となった」という「理念世界の『むら』の長」としての権威を期待する。

ところが、Ju先生の言をもつてすれば「親は金儲けに夢中」になっていて理念世界の権威のかけらもない。父兄はそれを先生に期待するが、第1代のSa氏も、第5代のJu氏も、病気というような不慮の事情もあって、広い意味での農業開拓、農業経営の失敗者であった。それだからこそ先生をやっている。失敗者であるその先生方に「理念世界の『むら』の長」としての権威を期待することは、極めて困難なことであろう。

- 1) 笹森 健「明治前期地方教育行政に関する研究」1978年11月11日、日本教育史学会第211回例会発表。

(以下次号)

本報告書を作成するにあたって、1989年度および1990年度法政大学特別研究助成金を用いた。